

平成 16年度第 2回総合セキュリティ対策会議
(平成 16年 10月 6日)
発言要旨

【平成 16年上半期のサイバー犯罪の検挙・相談状況等について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

不正アクセス行為については、少年による犯行も多いことから、少年に対する広報啓発活動を一層推進する必要があるだろう。

当方も子ども向け広報啓発活動を実施しているが、例えばどのような行為が不正アクセス行為にあたるのか等、具体的事例を挙げた説明をしなければならないと感じている。

(例えばゲーム上のアイテムを実際の金銭と交換するなどのいわゆるリアル・マネー・トレードで詐欺行為を働くのはこういった罪になるのか、との問に対しての事務局の回答)ケースによっては詐欺行為となる場合もあるが、不正アクセスによりアイテムを窃取する場合には、不正アクセス禁止法違反となる。

【警察庁情報セキュリティ政策大系 - 2004 について】

(事務局より説明)

【インターネット・オークションを利用した知的財産権侵害及び詐欺について】

(委員よりヤフーの取組みについて説明)

(質疑応答)

本人確認のため、登録の際にパスワードを登録者の住所に送付しており、私書箱や郵便局留めなどは認めないとしているが、民間の郵便受け取り代行サービスを利用してしまえば、結局本人の所在確認につながらないのではないかと。

多くのパスワードの送付先となっているなど、いわゆる民間私書箱と思われる住所をリスト化し、そういった住所には送らないなどの対策を講じていきたい。

トラブルを起こした振込先口座を公開しているとのことだが、個人情報保護の観点から問題にはならないのか。

当社では、一定の場合に顧客情報を開示することをプライバシー・ポリシーに規定し、公開しているほか、約款においても、総合的な判断により措置を講ずる旨規定しており、トラブル口座の公開はこれに沿った措置で問題はないと考えている。ちなみに、口座を公開された人から苦情がきたことはこれまでに一度もない。

インターネット・オークション詐欺を減らすため、もっとエスクロー・サービスの利用を促進してはどうか。

当社としては、エスクロー・サービスをもっと利用していただきたいのだが、その理由は様々であろうが、実際にはほとんど利用してもらえない。

(委員よりA C C Sの取組みについて説明)

(委員より国民生活センターの取組み等について説明)

(質疑応答)

当社(ヤフー)へ何点かご要望を頂いたが、本人確認の強化や疑わしいIDの停止などの取組みは、今後も一層進めていきたい。電話相談窓口の設置については、莫大なコストがかかり、ひいては一般利用者のコスト負担につながるため、現状では困難。

【インターネット上において人命保護等の観点から緊急の対処を必要とする事案が発生した場合の対応の在り方について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

ガイドラインでは、自殺予告等の緊急の場合には令状によらず警察の要請に対応できることとなっているが、具体的事例がないと判断に困るという点は理解したので、電気通信事業法を所管する総務省にも相談しながら、検討していきたい。

全般的に、実際のケースが具体的事例にぴったり当てはまることは少なく、結局は個々のプロバイダ等が判断を求められることになるのではないか。

現状の問題点として、「誰が、どの点について、何が原因で困っているのか」を明確にして、どう対応するかを考えていけば良いのではないか。

(以上)